

定 款

社 会 福 祉 法 人 伸 栄 会

社会福祉法人 伸栄会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

保育所の経営

地域子育て支援拠点事業の経営

一時預かり事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 伸栄会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番地 8 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人には、評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員1名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 6名

（2）監事 2名

2 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

3 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬については、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 2 3 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 2 4 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 2 5 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 2 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 2 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番地 8、1 5 番地 4、1 5 番地 3、1 5 番地 9

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

園舎 1 棟 (4 6 3. 7 5 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 1 0 番地 2、1 4 番地 1 6

鉄骨、木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

園舎 1 棟 (1 2 0 9. 0 1 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字西中野目字池田 1 1 1 番地 2

木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

園舎 1 棟 (6 2 9. 1 4 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富 6 3 番地 5

木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

園舎 1 棟 (4 8 4. 5 6 m²)

(2) 青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番 3 土地 (1 1 2 m²)

青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番 4 土地 (1 1 2 m²)

青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番 5 土地 (1 6 1 m²)

青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番 8 土地 (1 4 8 m²)

青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番 9 土地 (1 4 8 m²)

青森県弘前市大字広野 2 丁目 1 5 番 1 0 土地 (3 9 6 m²)

合計 土地 6 筆 (1, 0 7 7 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 3 0 番 4

土地 (5 5 5 m²)

合計 土地 1 筆 (5 5 5 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 1 0 番 2

土地 (2, 1 4 0. 8 6 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 9 番 1 1

土地 (1, 1 0 1. 3 8 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 1 1 番 2 1

土地 (1 4 9. 0 3 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井 1 4 番 1 6

土地 (1 8 2. 5 5 m²)

合計 土地 4 筆 (3, 5 7 3. 8 2 m²)

青森県南津軽郡藤崎町大字西中野目字池田 1 1 1 番 2	土地 (2, 307. 61 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字西中野目字池田 1 1 1 番 4	土地 (51. 46 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字西中野目字池田 4 0 1 番	土地 (45. 39 m ²)
合計 土地 3 筆 (2, 404. 46 m ²)	
青森県南津軽郡藤崎町大字小畑字福元 2 8 番 2	土地 (550. 02 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字小畑字福元 2 8 番 5	土地 (538. 48 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字小畑字福元 2 8 番 6	土地 (124. 77 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字小畑字福元 2 8 番 7	土地 (1302. 08 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富 6 3 番 5	土地 (2186. 56 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富 3 3 4 番	土地 (349. 62 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富 3 3 5 番	土地 (119. 63 m ²)
青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富 3 3 8 番	土地 (25. 28 m ²)
合計 土地 8 筆 (5, 196. 44 m ²)	

(4) 現金 1, 000, 000円

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基

本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に変えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、青森県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を青森県知事に届け出なければならない。

第 9 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人 伸栄会の掲示場に掲示するとともに、官報、

新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長 金 谷 正 弘

理 事 千 葉 喜与治

理 事 金 谷 カ ヤ

理 事 千 葉 繁 雄

理 事 松 田 正 穂

理 事 横 山 藤次郎

監 事 深 井 忠 弘

監 事 田 沢 兼 義

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

(施行期日)

この定款は、昭和50年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成14年 4月15日から施行する。

この定款は、平成18年 6月12日から施行する。

この定款は、平成21年 7月31日から施行する。

この定款は、平成21年 9月 1日から施行する。

この定款は、平成22年 4月15日から施行する。

この定款は、平成27年 3月 3日から施行する。

この定款は、平成28年 1月 5日から施行する。

この定款は、平成28年 4月28日から施行する。

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

この定款は、平成31年 4月14日から施行する。

定 款 細 則

社 会 福 祉 法 人 伸 栄 会

社 会 福 祉 法 人 伸 栄 会

定 款 細 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人 伸栄会 定款細則（以下「定款細則」という。）は、社会福祉法人 伸栄会 定款（以下「定款」という。）第 40 条の規定により、法人運営上の重要な事項の施行について定めるものである。

(理事長が専決できる範囲等)

第 2 条 定款第 17 条の規定により、次の各号に該当する法人の業務の決定は、理事長が専決し、後日理事会に報告するものとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入の契約のうち、予定価格が 500 万円を超えない次のようなもの。ただし、予定価格が 100 万円を超えないものについては契約担当者が契約できるものとする。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品などの日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理など
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分で、下の表に該当するとき。

基本財産以外の固定資産の取得	1 件の取得価格が 500 万円以下のとき
基本財産以外の固定資産の改良	1 件の改良費用が 150 万円以下のとき
基本財産以外の固定資産の処分	1 件の取得価格（固定資産台帳上）が 500 万円以下のとき

- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄で 1 件の取得価格（固定資産台帳上）が 500 万円以下のとき。
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出

(9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

(10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

(11) 寄付金の受け入れに関する決定。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(監事による監査)

第 3 条 監事は、定款第 18 条に基づき別紙 1 監事監査重点 5 項目指針を参考に、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。また、別紙 2 監査報告書により、理事会及び青森県知事に報告するものとする。

(定款細則の変更)

第 4 条 この定款細則を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

1. この細則は、平成 14 年 4 月 15 日より施行する。

2. この細則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

社会福祉法人 伸栄会
役員等の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、社会福祉法人伸栄会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。